

受給資格者創業支援助成金について

助成金の概要、要件及び注意点

平成 22 年 6 月 3 日

発行元 : 行政書士浅井事務所 浅井 順
〒151-0051
渋谷区千駄ヶ谷 3-26-5 金子ビル 401
Tel 03-5775-0728 Fax 03-5775-0763
e-mail : jun_asai@ys-office.co.jp
URL : <http://asai-office.jp/>

開業後、苦勞する点を起業家に質問すると、まずでてくるのは顧客開拓で、次に資金繰りと言われています。起業するのは素晴らしいことですが、開業資金の調達はどの方も苦勞されているようです。

そこで今回は、創業時の助成金で該当者が多いものとして「受給資格者創業支援助成金」についてお伝えしたいと思います。助成金をご存知の方も多いかと思いますが、頂けるお金で返済の必要がありません。

1. 受給要件

- (1) 雇用保険の受給資格に係る離職日における算定基礎期間が5年以上ある受給資格者が設立した法人等(※)であること。
- (2) 法人等を設立する前に、公共職業安定所に「法人等設立事前届」を提出していること。
- (3) 法人等を設立した日の前日において、当該受給資格に係る支給残日数が1日以上であること。
- (4) 創業受給資格者が専ら当該法人等の業務に従事するものであること。
- (5) 法人にあつては、創業受給資格者が出資し、かつ、代表者であること。
- (6) 法人等の設立日以後3か月以上事業を行っているものであること。
- (7) 創業後1年以内に継続して雇用する労働者を雇入れ、雇用保険適用事業の事業主となること。

※法人等とは法人の場合は法人設立登記を行うことをいい、個人の場合は事業開始することをいいます。

2. 受給額

創業後3か月以内に支払った経費の3分の1

支給上限：150万円まで

創業後1年以内に、雇用保険の一般被保険者を2名以上雇い入れた場合は、50万円上乗せ

*助成金の支給は2回に分けて行われます。

○受給対象となる経費

法人登記手続費用、経営コンサルタントの相談経費、事務所の賃貸料、改装費用等です。

雇用保険料を5年以上(給与天引きで複数の会社での勤務の合算可)払っている方が創業した場合は、大よそ該当すると思います。ポイントは、会社なら設立登記の前、個人事業なら開業届等の届出前に申請することが必要です。会社を作ってからでは申請できなくなります。

他にも注意しなくてはいけないのは、前職を辞めた際に失業手当をもらう方も多いたと思いますが、その受給額の全部をもらってしまうと、創業支援助成金はもらえません。少なくとも支給残日数が1日以上残っていないといけません。

また、助成金の対象が「創業後3か月以内に支払った経費の3分の1」ですから、なるべく必要なものは、この期間内に支払った方が得策といえます。

さらに「中小企業基盤人材確保助成金」等、他の助成金と併用できる場合もあります。まずは上記の受給要件を参考に該当するか確認し、該当するようであれば、是非開業前に準備を行うようにしましょう。当事務所では、助成金の申請からその後のフォローまで行ってくれる社会保険労務士と業務提携しておりますので、これから開業し、申請をご検討の方は、どうぞお気軽にご相談下さい。

以上